

民間資金等活用事業推進委員会
第12回計画部会
議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会 第12回計画部会 議事次第

日 時：平成30年3月22日（木） 9：59～12：09

場 所：合同庁舎8号館5階共用A会議室

1. 開 会

2. 議 事

- （1）計画部会の今後の運営について
- （2）関係省庁ヒアリング
- （3）PPP/PFI推進アクションプランの改定の方向性について
- （4）その他

3. 閉 会

○森企画官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「民間資金等活用事業推進委員会 第12回計画部会」を開催いたします。

私は、事務局であります内閣府PPP/PFI推進室の企画官をしております森と申します。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日、本部会に所属する委員、専門委員につきましては、民間資金等活用事業推進委員会令第4条第1項の規定に基づき、お配りしている資料の中で資料1－1というのがあるのですけれども、その中に「計画部会構成員名簿」ということでつけさせていただいておりますが、その名簿のとおり、石原委員長から御指名をいただいたところでございます。

また、部会長につきましては、委員会令第2項の規定に基づきまして、石原委員長から柳川委員が御指名を受けておられます。

それでは、この度、任期終了後最初の計画部会ということで、新たに委員、専門委員に就任いただいた方を御紹介させていただきます。

柳川範之部会長でございます。

大西正光専門委員でございます。

小森純子専門委員でございます。

佐々木素子専門委員でございます。

白石幸治専門委員でございます。

鈴木朋子専門委員でございます。

そのほか御出席の皆様には再任という形で御就任をお願いしておりますところでございます。

本日は、計画部会の構成員13名のうち11名の委員、専門委員の皆様には御出席いただいております。定足数の過半数に達しておりますので、部会が適法に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は関係省庁のヒアリングを行うということで、関係省庁の皆様にもメンバーに着席をしていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本日の資料について御連絡させていただきます。アクションプラン等の改定素案の内容に直接かかわるような資料2とか資料3につきましては、アクションプランの見直しが終わるまで非公表とさせていただきます。あわせて、会議後に作成いたします議事概要及び議事録につきましても、これらの資料に関する部分については非公表とさせていただきますので、御承知おきください。

それでは、議事に入る前に、審議官の石崎から一言挨拶をさせていただきます。審議官、お願いいたします。

○石崎審議官 おはようございます。

民間資金等活用事業推進室の室長をやらせていただいております石崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、この委員会の委員、専門委員に新任または再任という形で御就任いただきまして、ありがとうございます。恐らくここにいらっしゃる方は、私よりもよく最近の公共施設を

めぐる状況をよく御存じの方ばかりだと思いますが、公共施設に関しまして、我々のもう一つの仕事である社会システムの推計などの中でも、これからどんどんと老朽化が進んでいく中で、今まで築き上げてきたことをどうやって維持して、また、それをきちんと更新していくか。それが非常に重い政策課題だと捉えてございます。

PPP/PFIの両方でございますが、こういう手法は、そういう中で非常に大きな役割を持つのではないかと強い期待をいただいております。

これに関しまして、政府としましては、アクションプランを掲げてございまして、それを毎年フォローアップし改定していく中で、それをリニューアルしていく、バージョンアップしていくということを今、毎年の仕事としてございます。

再任の方、また前のメンバーの方でございますが、昨年、この委員会におきまして、計画部会、優先検討部会におきまして、現状でこれをもっと幅広く推進していくためにはどういった課題があるのだろうかということのフォローアップをさせていただきました。

本日、資料の中でまた説明させていただきますが、フォローアップを通す中で、例えばそれぞれの段階に応じた、もう既にどんどん手がけているところもそれなりの課題を抱えていますし、また、これからどうしたらいいのだろうかということも当然ながら課題を抱えている。そういう中で、どういうことをやっていったらいいのかということをして1回整理させていただきました。この整理を踏まえて、また次期のアクションプランに向けて御議論をお願いできればと考えてございます。

本日はキックオフになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○坂本参事官 私からも、手短かにいいですか。

坂本でございます。大変お世話になっております。

始まる前に、今回新たに御就任くださった、直接お願いに行った方々もいらっしゃるかもしれませんが、御挨拶申し上げたかったのですが、申しわけありません。実はきょう宮城県の上工下水のコンセッションの会議がありまして、私がそちらに行って法案の説明をする必要がございます。一方で、おかげさまで2月9日に与党の審査を経まして、閣議決定されまして、国会に提出されていますけれども、御案内のとおり国会の情勢がございまして、野党の方々に御審議を賜るためいろいろ調整をやっているところです。

今もまさによく聞かれるお名前の党に2カ所、御連絡を差し上げたところで、それをうちの審議官以下、共有した上で出発しますので、10時半ぐらいに失礼させていただきます。申しわけありません。

そういうことで、法案のほうは少しずつですが前に進んでおりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上です。

○森審議官 それでは、以後の議事につきましては、柳川部会長に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○柳川部会長 それでは、部会長を拝命いたしました柳川でございます。よろしくお願いいたします。

いたします。

今、石崎審議官、坂本参事官からお話がありましたように、かなり期待もあり、いろいろ重要な案件を抱えておりますので、微力ながら、できるだけ貢献できるようにしたいと思いますので、御協力よろしくお願いいたします。

本日の議事に入ります前に、部会長代理を指名させていただきたいと存じます。

民間資金等活用事業推進委員会令第4条第4項によりますと、「部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とされておりますので、部会長代理は私から指名させていただきます。

本部会の部会長代理は、お隣にいらっしゃいます根本委員にお願いしたいと思っておりますけれども、根本委員、よろしいでしょうか。

○根本委員 はい。

○柳川部会長 お引き受けいただきました。ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず、議事「（１）計画部会の今後の運営について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○菅参事官補佐 それでは、資料１をごらんください。こちらは「計画部会の今後の運営について」という資料になっております。こちらですが、先週３月13日のPFI推進委員会のほうで御承認いただいた内容になっております。ですので、そちらの内容を御報告しますとともに、今後、この運営について御協力お願いできればと存じますので、よろしくお願いいたします。

まずは「１．趣旨」でございますが、読み上げさせていただきます。

PPP/PFIの着実な推進を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改定版）」の６．PDCAサイクルに基づきまして、その進捗状況についてフォローアップを行い、必要な見直しを行う必要があります。

このため、平成29年、昨年12月にとりまとめました「PPP/PFI推進に当たっての課題について」を踏まえつつ、この本計画部会において、専門的な観点から調査審議を実施することをお願いできればと思います。

なお、この12月に取りまとめました課題については、後ほど御説明します。

２番、３番、４番については、後ほど詳しく御説明させていただければと思いますので、次ページをおめくりください。２ページ目がこちらの部会の構成員メンバーになっておりますので、よろしくお願いいたします。

横向きの資料で申しわけありませんが、３ページ目をごらんください。「PFI推進委員会の今後の予定」という題名がついている資料でございます。こちらですけれども、トップのところにありますのが先週３月13日に開催いたしましたPFI推進委員会でございます。こちらで委員長、各部会長の選任とか、この委員会のもとに計画部会と事業推進部会の２部構成でやっていくという体制がオーソライズされました。

計画部会でアクションプランの見直しを行っていくというところで、スケジュールとし

でも御承認いただきまして、本日 3 月 22 日を本年の改定のときの 1 回目という形で、第 12 回計画部会というところ。来月、1 カ月後の 4 月 17 日が 13 回の計画部会、5 月 14 日が第 14 回の計画部会、こちらの 3 回の計画部会でアクションプランの見直しを行っていただければと思います。

本日ですけれども、前半の約 1 時間のところで、関係省庁のほうから、平成 29 年改定版となっておりますが今現在のアクションプランの進捗状況と、平成 30 年改定版に盛り込む新たに掲げる施策案を各省庁から御説明いただくことになっています。また、内閣府のほうから、全体の改定素案、骨子案のようなものを御説明したいと思っております。

以上、前半の 1 時間、そちらを行いまして、後半の約 1 時間で皆様からそれに対しての御意見をいただければと思っております。

なお、先ほど申しましたが、残り 2 回とスケジュールが非常にタイトになっている部分がありますので、時間を有効に使いたいというところから、最善の改定を行っていくために、本日、委員、専門委員の方々からは、ぜひ一通りの御意見をおっしゃっていただきまして、4 月 17 日の第 13 回計画部会までに各省庁のほうでその御意見に対する対応案を検討させていただくという段取りで行いたいと思っております。

ですので、4 月 17 日の第 13 回計画部会では、前半に関係省庁のところから、皆様から本日いただきました御意見の対応案を御説明する予定になっております。また、そちらについて、後半でそれを深掘りするような形で御質問、御意見等をいただければということで、14 回でそれをブラッシュアップした案も御提示できればと思っております。

5 月 14 日の計画部会でいただきました意見を踏まえまして、最終的には 5 月 21 日の PFI 推進委員会にアクションプランの改定案を御報告するという進め方を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、次のページをごらんください。次のページは参考までにおつけしています。こちらが現在のアクションプラン平成 29 年改定版の資料になっております。また、参考資料といった形で PPP/PFI 推進アクションプランの本体を後ろから 3 つ目の資料におつけしていますので、こちらが本体になっておりまして、こちらの概要版が今、パワーポイントでおつけしている資料でございます。こちらは、後ほどお時間のあるときに御確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次のページをごらんください。こちらは「コンセッション事業等の重点分野の進捗状況」を書いておりまして、例えば上から空港、道路、水道といった順番に、それぞれの分野での進捗状況を記載しております。

続きまして、次のページをごらんください。こちらが冒頭に申しました、昨年 12 月に取りまとめました PPP/PFI 推進に当たっての課題でございます。実はその後ろの 2 ページが本文ということで①、②とおつけしていますが、こちらをまとめた内容がこの「PPP/PFI 推進に当たっての課題（概要）」といったページになっておりますので、こちらで御説明させていただければと思います。繰り返しになる部分がありますが、こちらは 12 月に整理して

おりまして、解決方策を今回の改定版に掲げられればと事務局としては考えております。

課題が主に3つに分かれたということで、整理しております。課題1、2、3でございます。課題1については、PPP/PFI手法の有効性・必要性について、いまいまだ腹落ちできていない部分があるのではないかと。管理者等というところでは、主に地方公共団体とか、あとは住民間で意識の共有とか、ビジョンが見えていないというところが不十分なのではないかといった御意見をいただきました。

続きまして、課題2ですが、こちらは管理者等がそれぞれ取り組みの段階に応じてみずから積極的に取り組むことができるようにといった環境整備が不十分なのではないかという御指摘をいただきました。

それについて、大きく4つに分かれるのではないかとというところがありまして、(1)は制度面の課題というところで、今、取り組んでおりますが法改正とか、優先的検討といった仕組みについても改善の余地があるのではないかと、あとは支援制度といったところについてをいただきました。

(2)については、テクニカルな部分はあると思いますけれども、管理者等への教育とか啓発といったところに課題があるのではないかとという御指摘をいただきました。

(3)については、わかりやすい情報の横展開について、今まで一律の情報展開をやっていた部分もあるという反省もありまして、それぞれ経験値の高い自治体の方であれば、まだまだこれからだということもいらっしゃるということです。それぞれのところにわかりやすいようなところを配慮して、横展開するべきなのではないかといった御意見がありました。

(4)ですけれども、経験の少ない地方公共団体とか小規模の地方公共団体といったところに対する案件化の促進が不十分なのではないかといった御意見もいただいております。

続きまして、課題3は民間側に対するものでございます。新規事業者とか投資家が参画しやすくなるような環境整備がまだなされていないのではないかとといった御意見をいただきました。

次のページから本文ですので、こちら後ほどお時間のあるときに御確認いただければと思います。

また、おめくりいただきまして、左上に「参考(3月13日委員会配布)」と四角で打っている「PFI推進委員会について」も、先日3月13日の委員会でオーソライズされたものでございまして、委員会のもとに計画部会と事業推進部会の2部会体制で今後、進めていくといったところとか、おめくりいただきまして、次のページは委員会の委員名簿でございますが、その次のページが事業推進部会のことになっておりまして、事業推進部会のところではどういったことをやるのかということ、「2. 調査審議項目」で書かれているようなことを行っていくということについて、先日の委員会で御承認いただきました。

以上、事務局からの報告になります。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等がございましたら、御自由にお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先に進ませていただきまして、次は議事「（２）関係省庁ヒアリング」に入らせていただきたいと思います。

関係省庁の皆様におかれましては、御出席まことにありがとうございます。初めに、ヒアリングの内容について、事務局から御説明お願いいたします。

○菅参事官補佐 それでは、資料２－１をごらんください。１枚のものでございます。

こちらに記載のとおりで進めさせていただければと思っております。「１．対象省庁」としましては、国土交通省、厚生労働省、文部科学省、総務省、経済産業省、内閣府です。

「２．関係省庁からの報告」について、主に次の事項を御説明いただくことになっております。①現在のアクションプラン（平成29年改定版）の進捗状況と、②平成30年改定版に新たに掲げる具体的な取り組み事項についてでございます。

御説明いただく順番としましては、国土交通省から時計回りに回っていただければと思います。マイクの数がないので、マイクを順々に回していただければと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、「３．質疑応答」ですが、関係省庁のところからの報告と、その後、次の議事「（３）PPP/PFI推進アクションプランの改定の方向性について」は内閣府から御説明させていただければと思いますので、そちらを続けて御説明させていただきまして、最後にまとめて質疑を受けられればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

柳川先生、よろしくお願いします。

○柳川部会長 国土交通省、よろしくお願いします。

○国土交通省（中井課長） おはようございます。国土交通省官民連携政策課長の中井でございます。私のほうから、資料２－２を用いて御説明したいと思います。

アクションプランのうち、主なものについての進捗状況、それから新たな取り組みの御提示ということでございます。

資料２－２をめくっていただいて、まず３ページでございます。国土交通省全体にかかわる話でございますが、①で、まずブロックプラットフォームを活用した地方公共団体におけるPPP/PFI事業の推進という部分でございます。

このブロックプラットフォームにつきましては、全国９ブロックで継続的に開催を行っておりまして、今年度につきましても、首長の意見交換会あるいは実務上のノウハウとか事例を習得するためのセミナーであったりワークショップ、それから少し試行的ではございますけれども、実際に検討中の案件を持ってきていただいて、民間事業者の御意見やアイデアを聞くというサウンディングといったことに取り組んでおります。

また、コンセッションの先行事例を広く周知するというので、コンセッションセミナーの開催も行っております。

②ですが、経験豊かな地方公共団体職員などによる助言等の支援ということでございま

して、右側のところにございますが、昨年度も若干触れさせていただいておりますけれども、昨年11月に「国土交通省PPPサポーター制度」というものを創設いたしております、ノウハウ、経験豊かな地方公共団体職員あるいは専門家をサポーターとして任命して、地方公共団体からの質問や派遣依頼に対応しているということでございます。

17名の方を指名させていただいております、具体的には7ページにリストをおつけしているところでございます。

③でございますけれども、コンセッション事業の準備事業に要する経費に対する支援ということでございまして、これについても引き続き先導的官民連携支援事業により、コンセッション事業の導入に向けた調査等に対する支援を実施しているところでございます。

続きまして、ちょっと飛びまして8ページをごらんいただければと思います。

下水道分野についての取り組み状況でございます。下水道分野につきましては、①で6件のコンセッション事業の具体化を目標とするということになっております。また、②で浜松市についての着実な事業開始を支援するとか、あるいはそれ以外の具体的に検討を進めている自治体に対しての案件形成を支援する。それから、地方公共団体における課題やその解決策などを抽出して、国が率先して示すといったことによって、コンセッション事業の活用を強力に後押しするといったことが記載されているところでございます。

右側のほうをごらんいただければと思いますが、取り組み状況として、まず、大阪市は既に検討しておりますけれども、それ以外にも宮城県、小松市、大分市、大牟田市といったところで検討に着手しているというところでございます。

それから、ことし4月から事業開始予定の浜松市に加えまして、奈良市、三浦市、須崎市、宇部市、村田町といったところで事業の具体化に向けた取り組みが進んでいるというところでございます。

特に須崎市につきましては、ことし2月に実施方針を公表したところでございまして、着実に手続に入っているというところでございます。こういった公共団体に対しての案件スキームの検討等について支援を行っているというところでございます。

あと、下の段でございますが、中段に書いておりますけれども、公共団体における課題あるいはそれへの対応策、知見等について、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」を設置しております、おおむね2カ月に1回開催しております。今年度5回開催しております、現在68の自治体に御参加いただいておりますけれども、いろいろな知見を共有しております。

また、昨年7月でございますけれども、この検討会の下に民間事業者からなる民間セクター分科会というものを設置しております、民間事業者から見たいろいろな課題についてもここで検討するということを始めております。

11ページをごらんいただければと思います。都市公園の関係でございますが、都市公園については、アクションプランにおいて都市公園法の改正による公募設置管理制度の創設、それから都市公園の交付金事業における導入検討の一部要件化ということが記載されて

おります。

これにつきましては、昨年、通常国会におきまして法改正が成立しておりまして、昨年6月から施行されているということでございます。また、社会資本整備総合交付金等におきまして、PPP/PFIの導入検討を一部要件化をしているというところでございます。

13ページをごらんいただければと思います。道路分野でございます。道路につきましては、まずコンセッションの関係で、愛知県道路公社の先行事例について、その成果等を情報収集して横展開を図るということになっておりまして、右側のところでございますけれども、愛知県道路公社の先行事例について、ブロックプラットフォームあるいは道路管理者などが集まる関係者の会議におきまして、情報提供を実施してきております。

また、愛知道路コンセッション株式会社などにおきましても、みずからの取り組みについていろいろなセミナー等で情報発信をしていると聞いております。

2つ目、②のところですが、道路上部空間の利用等による、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するというところでございますが、これにつきましては、引き続きということではございますけれども、首都高速道路築地側区間をモデルケースとして、PPPの活用について関係者間で引き続き検討を行っているという状況でございます。

17ページをごらんください。空港関係でございます。空港については、既に目標については達成しているところでございますが、それ以外に、原則として全ての国管理空港にコンセッションを拡大するとか、地方管理空港においても積極的な導入を図るといったこと、それから進捗状況の見える化とか、静岡空港とかの事例を踏まえた事業モデルを横展開するといったことが書かれております。

まず、国管理空港の状況でございますけれども、仙台空港についてはもう運営事業を開始しているところでございますが、高松空港におきまして事業者が選定されておりまして、ことし4月から運営開始を予定しております。福岡空港については公募選定を今現在行っているところでございまして、熊本空港については実施方針を公表したところでございます。北海道7空港あるいは広島空港においても、運営開始に向けた手続を進めているところでございます。

地方管理空港については、神戸空港について事業者が選定されて、ことし4月から運営開始が予定されているということでございます。そのほか、鳥取空港、静岡空港、南紀白浜空港においても公募選定手続を行っている状況でございます。

また、国管理空港について、コンセッションのこれまでの対応について、外部有識者による検証を行い、その検証結果を今後の案件に反映していくことを考えております。

そのほか、国土交通省ホームページなどにおいて空港における進捗状況、成果などを公表しているところでございますし、静岡空港の事例などについても空港管理者に積極的な助言を行っているところでございます。

18ページでございます。北海道7空港のコンセッションの導入について、5原則に基づいて推進していくということでございまして、これについては、この5原則に基づいて、

着実に手続を進めているところでございます。ことし2月には、管理者間において実施方針の策定に向けた基本的事項を発表したところでございまして、実施方針の策定、公表についても近々予定しているところでございます。

その下、③ですけれども、規制の緩和や合理化を進めるというところでございまして、右側でございますけれども、中段のところに書いてございますが、国内線のエアサイドへの旅客以外の者の入場を可能とする仕組みの導入といったことについて、規定改正の検討を進めているといったことなど、幾つかの検討を進めているというところでございます。

22ページをごらんいただければと思います。クルーズ船向け旅客ターミナル施設についてでございます。これについては、3件のコンセッション事業の具体化を目標とするということになっておりまして、福岡市ウォーターフロント再開発のコンセッション案件につきまして、これを先行事例として形成するということで、そのスキーム構築を今、支援しているところでございます。

24ページでございます。MICE施設の関係でございますが、6件のコンセッション事業の具体化を目標とするということになっております。

これについては25ページをごらんいただければと思いますが、現状の進捗状況として、横浜市と愛知県におきまして事業者が決まりまして、契約を締結しているという状況になっております。また、福岡市につきましても、今、公募の準備を進めていると聞いております。

それ以外に、導入の可能性がある自治体への直接的な働きかけなども行っておりますし、自治体等のMICE関係者が集まる会議の場あるいはブロックプラットフォームの場などを活用して、先行事例等についての周知活動を展開しているというところでございます。

26ページでございます。公営住宅の関係でございます。公営住宅につきましても、6件のコンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業の具体化を目標とするということになっております。

これについては27ページをごらんいただければと思いますが、今年度までに事業契約の締結が4件となっております。ピンクで記載している部分でございます。それから、黄色の部分でございますけれども、事業予定者が決まったものが4件ございます。そういうことで、着実に進んでいる状況でございます。

29ページをごらんいただければと思いますが、新たな取り組みの提示ということでございます。3点提示させていただきたいと思っております。

1つ目は、中小規模の公共団体における官民連携事業モデルの形成ということでございまして、これについては31ページをごらんいただければと思いますが、中小規模の地方公共団体におきましては、事業規模あるいは市場が小さいということで、民間事業者の参入がしづらいといった課題があると承知しておりまして、そういった課題克服に何らかの資するようなモデルを形成できないかと考えております。

対象自治体の下のところに書いておりますけれども、例えば分野横断的な連携をして取

り組むものとか、複数市町村で広域的にやるものとか、それから地域の住民とか事業者をうまく巻き込んで協働して、そういった方と収益事業などもミックスしたような事業を行うとか、我々のほうで幾つかこういったテーマを設定いたしまして、それについてやりたいという自治体を選定いたしまして、事業の構想段階から事業者公募選定に至るまでを一気通貫で支援するといったことを来年度から取り組んでいきたいと考えております。

戻っていただいて、29ページの②でございますが、ブロックプラットフォームを活用したマーケットサウンディングの推進ということでございまして、これにつきましては、今年度も試行的にやってみたところではございますが、官民連携事業の検討の初期段階を主に視野に置いておりますけれども、市場性とか実現性の高い事業スキームなどについて民間事業者から幅広く意見やアイデアを聞く、そして事業に反映させるといったマーケットサウンディングをブロックプラットフォームの場を活用して本格的に実施していきたいと考えております。

③でございますが、手引等の周知による公的不動産の活用推進ということでございまして、私どもの土地・建設産業局のほうで「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き～不動産証券化手法を用いた公的不動産（PRE）民間活用のガイドライン～」というものをもともと持っておりまして、それを今年度中にまた改訂する予定がございまして。こういった手引あるいは事例などをうまく活用しまして、地方ブロックにおける協議会なども考えながら、そういうところで周知を図っていくということで、公的不動産の活用を推進していきたいと考えております。

国交省からは以上でございます。

○柳川部会長 それでは、続きまして、厚生労働省お願いいたします。

○厚生労働省（日置室長） 厚生労働省でございます。水道計画指導室長の日置でございます。資料2－3に基づきまして、説明をいたします。

1枚めくっていただきまして、「『PPP/PFI推進アクションプラン（平成29年改訂版）』の進捗状況」でございます。欄の左側のほうにアクションプランの主な記述がございまして、それに対して、右のほうに対応という形でまとめております。

主なものは、1行目でございますけれども、次に掲げる措置等により、6件のコンセッション事業の具体化を目標とする。また、切れ目ない支援を行うことにより、コンセッション事業の着実な導入促進を図るということでございまして、これに対する対応といたしまして、宮城県、浜松市等を含む合計6自治体が資産評価に着手する等のコンセッション事業の具体化に取り組んでいるということでございます。その他、9自治体において、コンセッション方式を含む官民連携に向けた検討が行われているということでございます。

これらの自治体と定期的に意見交換をしながら、切れ目ない支援を行っているという状況でございます。

真ん中の欄でございます。水道法の一部を改正する法律案が成立した場合、水道事業におけるコンセッション制度の運用について、新たな許可制度の運用について詳細を検討す

るということでございます。

これにつきましては、水道法の一部を改正する法律案、結果的に審議未了で廃案となったわけではありますが、ことし3月9日にまた同法案が閣議決定されまして、同日、第196回通常国会に提出したという状況でございます。今後、この法案の早期の成立を目指すということで、新たな許可制度の運用について詳細に検討していきたいと考えております。

一番下の欄でございますが、水道分野におきまして先導的に取り組む地方公共団体に対しては、先進的な取り組み事例に関する情報提供、助言等により継続的な支援を行うということでございます。これについては、官民連携推進協議会というものを運営していただき、それにおきまして情報提供を実施するということ。また、先進的に取り組む水道事業者に対して、定期的に技術的助言や意見交換を行っているということでございます。

次のページは「水道法の一部を改正する法律案の概要」ということでございます。こちらは再提出したものでございまして、内容はほぼ同じだとみていただいて全く構わないということでございます。

改正の趣旨でございますが、水道の基盤強化を図るということでございます。人口減少に伴う水需要の減少とか施設の老朽化、人材不足といったことに対応するために、水道の基盤強化を図りたいということで、法律案を改正したということでございます。

内容は大きく5点ございまして、その中の2と3と4が主なポイントになるわけでありまして。2と4が、広域連携推進と官民連携の推進を行いながら、基盤の強化を行いたいということでありまして。3につきましては、個々の水道事業者の事業の見える化等を行う。また、施設をきっちり維持管理するということを行って、2と4につなげていくというようなたてつけを考えているところでございます。こういうことを運用しながら、今後、PPP/PFIの推進等にも資する取り組みをしていきたいと考えているところでございます。

最後のページでございますが、「水道分野における官民連携推進協議会」ということでございます。水道事業及び工業用水道事業も含めて、水道分野のさまざまな課題に対してコンセッション方式を含む官民連携とか広域化といったものが大事だと考えておりまして、厚生労働省と経済産業省が連携して取り組んでいるものでございます。官民連携に一層取り組みやすい環境を整えるということと、また、水道事業者等と民間事業者のマッチングを目的として行っているものでございます。

下の左のほうに、実施内容ということで、3本立ての内容ということで先進事例及び国の取り組みなどを周知する。また、官民のディスカッションを行う。最後、フリーマッチングということで、民間事業者が水道事業者と意見交換を行う場ということで設けておりまして、真ん中に開催実績を設けております。平成29年度は4回開催いたしまして、29年の参加実績はそこに記しているとおりでありまして、民間事業者100弱、水道事業者につきましては30～40といったところで参加していただきながら、官民連携の推進を行っているということでございます。

厚生労働省としては以上でございます。

○柳川部会長　ありがとうございます。

それでは、引き続き、文部科学省お願いいたします。

○文部科学省（山川課長）　文部科学省でございます。文教施設企画部施設企画課長をしております山川と申します。よろしくお願い申し上げます。資料2－4に基づきまして、御説明申し上げたいと思います。

表紙をめくっていただきまして、アクションプランの中での文科省関連部分を抜粋しております。大きく3点ございます。

1点目は、国立大学法人の土地の貸し付けについてでございます。2点目は、廃校施設の利活用とか複合化についてでございます。3点目が、文教施設におきますコンセッション事業の具体化でございまして、これにつきまして次のページ以降、文部科学省の取り組みを御説明させていただきたいと思います。

2ページ目でございます。まずは、国立大学法人の土地の貸し付けについてでございます。一昨年5月に国立大学法人法が改正されました。大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の許可を受ければ、国立大学法人の業務にかかわらない人であっても、当面、使用が予定されていない土地等を第三者に貸し付けることが可能となったところでございます。

文部科学省では、この改正法が施行されました昨年4月1日以降、国立大学の学長等を含めた大学関係者が集まる会議等において、繰り返し法改正の内容について周知を図ってきたところでございます。

実際に、各大学における制度内容の理解が進んでいるところでございまして、既に文部科学大臣の許可を受けて、貸し付けに向けて動き出している事例もございます。また、その事前の段階としまして、各大学より許可に向けた申請や検討の相談が文部科学省に対して寄せられているところでございます。

このように、現在、各大学においてみずからの資産の有効活用についてさまざまな検討がなされているところでございまして、文科省としても、引き続きその検討を支援してまいりたいと考えております。

3ページ目をごらんいただきたいと思います。続いて、廃校の利活用についてでございます。3ページ目の左上に、公立学校の年度別の廃校数をお示ししておりますけれども、近年は毎年500校前後が廃校となっているという状況でございます。

右上の表が、廃校の活用状況でございますけれども、現存しております廃校数が6,000校ほどございますが、その中の70%が活用されておりますけれども、活用されていないもの、その残り30%の中の全体の20%に当たります1,260校につきまして、活用の用途が決まっていないという状況でございます。

このような状況を踏まえまして、文部科学省としましては「みんなの廃校」プロジェクトというものをつくりまして、地方公共団体から廃校の情報を集約いたしまして、活用の用途を募集している廃校の情報を網羅的に文科省のホームページで紹介しているという

ころでございます。

それ以外にも、廃校の活用の事例のリンク集とか利用可能な補助制度といったものを紹介させていただいているというところでございます。

4 ページ目でございますけれども、それ以外に「みんなの廃校」プロジェクトの企業活用編というパンフレットを作成しております、具体的にどのように活用されているかといった情報のみならず、廃校の活用に至るまでの手続とか経緯といったものを記載いたしまして、それ以外にも、活用のメリットを御説明しているところでございます。

5 ページ目でございますけれども、地域プラットフォーム等を活用しました情報提供についてでございます。アクションプランの中で、地域包括ケア拠点としての利活用という記載もございますので、厚労省とも連携をいたしまして、両省連名の合同資料を作成いたしました。資料の内容としましては、学校施設、福祉施設等との集約化・複合化の事例、廃校を福祉施設等に活用した事例、官民連携・官民対話により廃校活用につなげた事例といった事例を載せているところございまして、この資料を用いまして、自治体、地元民間企業、金融機関等が集まります地域プラットフォーム等におきまして、これらの事例紹介やPPP/PFIの取り組み状況等の周知を図っているところでございます。

その次のページ以降がコンセッション事業の具体化に向けた取り組みでございます。アクションプランの中で、文教施設におけるコンセッション事業につきましては、平成28年度から平成30年度までの集中強化期間中に3件のコンセッション事業の具体化を目標にすると明記されているところでございます。これまでの取り組みでございますけれども、28年度はコンセッション事業のメリットや導入に当たっての論点をお示ししました報告書を作成しまして、周知したところでございます。

今年度は、地方自治体における検討への支援を行います事業をスタートしたところございまして、それ以外にも実務的な手引を策定しまして、今年度、策定完了後には周知を図るということでございます。来年度以降も、地方自治体の具体的な検討への支援を進めるとともに、この手引等についての周知をさらに図っていきまして、コンセッション事業の3件の具体化を進めていきたいと考えております。

7 ページ以降でございますけれども、具体的な文教施設におけるコンセッション導入の進捗状況でございます。上でございますのが奈良少年刑務所赤れんが建造物、旧奈良監獄につきましては既に昨年12月に実施契約が締結されまして、具体化がされているところでございます。

また、大阪新美術館につきましても、昨年の8月に導入可能性調査を開始いたしまして、現在もその検討が進められているところでございます。

その次のページ、京都スタジアムにつきましても導入可能性調査を実施中でございまして、平成30年度には実施方針が決定される予定でございます。

さらに、オリンピックの会場ともなります有明アリーナにつきましても、昨年12月に実施方針を公表いたしまして、具体化がされたというところでございます。

この4件でございますけれども、以上が具体化が進められている事例でございます。

最後に、先ほど申し上げましたコンセッション事業に関する先導的開発事業として、文部科学省が各地方自治体が導入を検討しておりますコンセッション事業の発案とか具体的な検討につきまして支援を行うといった事業を、今年度に引き続きまして30年度においても計上しているところでございまして、その内容についてお示ししております。

以上でございます。

○柳川部会長　ありがとうございます。

それでは、引き続き、総務省お願いいたします。

○総務省（大宅課長補佐）　総務省自治財政局財務調査課の大宅と申します。資料2－5に基づきまして、御説明させていただきます。

こちらには記載しておりませんが、アクションプランのほうには地方公共団体における公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳の整備、公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進めると記載をされておりまして、具体的な事業というよりは、それを進めるための環境整備の進捗状況につきまして、2点ほど御報告させていただければと思います。

1つ目が、公共施設等総合管理計画、これはインフラ長寿命化基本計画に基づく地方の行動計画でもありますけれども、こちらの作成状況です。

こちらは平成28年度までに作成するということをお願いをしておりまして、昨年平成29年9月30日現在では99.4%と、ほぼ全ての地方公共団体で策定が終了しているという状況です。

今後は、この総合管理計画に基づいた個別施設計画の作成、それから計画に基づいた具体的な取り組みといったところに着手をされている段階かと思います。具体的な取り組みをやっていく中で、PPPとかPFIといった事業の案件化が出てくるのかなと考えております。

公共施設等総合管理計画は、中長期的な公共施設の総合管理の方針を定めるものでありますが、策定しておしまいということではなくて、今後の個別施設計画の内容等を踏まえて、随時リバイスをしていくことが重要かと思っております。その点につきましては、引き続き進捗管理をしていきたいと考えております。

2点目が、次のページになりまして、固定資産台帳の整備状況であります。固定資産台帳につきましては、地方公会計の整備とあわせて作成をお願いしているものでありまして、固定資産台帳の整備、それから統一的な基準による財務書類の作成を平成29年度末までに行うようにということをお願いをしているところです。

平成29年9月30日時点で、固定資産台帳につきましては88.7%の団体で作成が完了しております。固定資産台帳とそれを含んだ地方公会計の整備につきましては、ほぼ全ての団体で今年度末までに作成が終了する予定となっておりますので、今年度末の時点ではこの数字も100に近い数字になってくるのかなと思います。

また、固定資産台帳については、作成した後には公表するというのもあわせてお願い

をしております、まだ公表まで至っている団体は数少ないのですけれども、年度末に向けて、それから年明け以降、公表がなされるようにということを引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、公表内容につきましては、取得価額とか場所とか売却可能区分といった項目について、少なくとも公表するということ、それから公表の形式につきましては、編集可能なデータ形式で公表するようにということをあわせて地方公共団体向けのQ&Aなどで示して居るところです。

総務省からは以上です。

○柳川部会長　ありがとうございます。

それでは、引き続き、経済産業省お願いいたします。

○経済産業省（曳野課長）　資料2－6に基づきまして、経済産業省関連、公営発電施設と工業用水道事業における検討・取り組み状況を御報告させていただきます。

まずは公営発電施設につきまして、私、電力基盤整備課長の曳野から御説明をさせていただきます。

資料をおめくりいただいて、1ページをごらんください。公営発電施設については分野の追加ということで、今年度、検討を進めてまいったところでございます。

具体的には、29年度のPPP/PFI推進アクションプランの中で、公営発電施設について検討を行って、重点分野の指定と数値目標の設定について、今年度末までに議論を終えるという形になってございました。

現状では、公営発電施設は26事業者がおりまして、おおむね全て県のほうで運営をされております。具体的には、県の企業局が運営をされております。ほぼ100%近く全量が水力発電でございまして、日本全体の発電量の約1%に相当しております。

具体的に、真ん中のところになりますが、コンセッション方式を活用したPFI事業のあり方についての検討結果でございます。事業者、具体的には自治体へのヒアリング等により、公営の水力発電の事業環境やコンセッション方式による事業の導入に係る課題を分析してまいりました。

その結果、コンセッション方式を活用したPFI事業は、この課題に関する解決策の一つとして有効と考えております。

具体的には、水力発電はかなり老朽化も進んでいるところで、更新の時期に差しかかっているものもございます。この発電施設の大規模な改修を行う場合の人的、予算的制約の解消という形で、県の中で人材をそのタイミングだけ雇用するのではなくて、PFIを活用するといった方法があること。

また、②であります、2016年から電力については前面的に自由化がなされておりました、発電した電気の売り先も、地域の電力会社以外の電力会社に売ることも可能となっております。これまでの大手電力との随意契約を改めて、より競争的な手法を導入するに当たって、このコンセッション方式が有効ではないかと考えられます。

他方で、地方自治体からは、例えば地元の利害関係者との円滑な関係構築上、課題があるのではないかと。具体的には利水の関係者との調整はこれまで自治体がみずから実施をしてきておりまして、主体の変更に納得しない関係者もいるのではないかとという声も伺っております。

あと、電気事業で得られる収益がほかの都道府県へ流出してしまうとか、長期契約でございますので、今の契約を解除することによって違約金の発生が足元では出てしまうという声も聞いております。

もちろんこうした課題はさまざまございまして、あくまでも自治体は個々の事情を勘案して、個別に判断するものではございますが、私ども経済産業省としては、自治体のPFI導入の意向を積極的に支援をしていく観点から、30年度の予算案におきましては、PFI事業の導入を前提とした水力発電開発地点のF/S調査に関する補助事業なども計上しているところでございます。

アクションプランを踏まえた今後の目標設定といたしましては、これまでの検討を踏まえまして、水力発電施設を重点分野としたいと考えております。また、数値目標につきましては、具体的な事業移行の検討状況、これは現状、事業のPFIの移行に関しての調査予算なども計上して、鳥取県のみが今、そういう具体的な検討をしていると把握しておりますが、それ以外も含めたさらなる導入拡大を目指す観点から、平成30年度からの3年間の集中取組期間を設けまして、3つの発電施設での案件形成を目指すことを目標として進めてまいりたいと考えております。

○経済産業省（佐々木計画官）　続きまして、経済産業省工業用水道計画官の佐々木でございます。

ページをめくっていただきまして、工業用水道事業についての取り組みでございます。

まずは、平成29年度のアクションプランでございますけれども、工業用水道事業につきましては、ここに書いていますように⑨その他の分野ということで位置づけられておりまして、その中で、導入可能性調査5件を目標に実施するということが明記されております。こうしたことを踏まえまして、平成29年度、今年度でございますけれども、工業用水道分野においてコンセッション方式の導入を促進するために案件形成、いわゆる導入可能性調査を現在、実施しておりまして、具体的に5自治体において導入可能性調査を行っております。

そうした中で、簡易的なVFMの算定あるいはマーケットサウンディングなども現在、行っているところでございます。

ページをめくっていただきまして、続きまして、こうした状況を踏まえまして、新たに掲げる具体的な取り組みということでございます。

工業用水道分野におきましては、コンセッション方式の導入について具体的検討をしておりますのが、本日、宮城県で検討が開催されると先ほどお話があったように、唯一、宮城県で検討しているものでございまして、平成32年度に導入される予定でございます。

一方、他の自治体について調べていきますと、具体的に検討されている自治体は工業用水道分野では現在なく、今年度の我々の導入可能性調査においても自治体あるいは民間企業における知識ノウハウ等に起因する課題が多いということが見つかっております。

こうした中で、宮城県に続くような案件を形成していくためには、それぞれの個別自治体の状況に見合ったところを踏まえて、状況をあわせて短期的に集中的に検討していくことが必要だと思っております。こうしたことを踏まえまして、来年度、平成30年度から3年間、集中的な取組期間を設けまして、3件の案件形成に向けて取り組んでいきたいと思っております。

こうした取り組みにあわせまして、経済産業省として平成30年度において1.2億円の予算を今、確保しているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○柳川部会長　ありがとうございます。

それでは、続いて内閣府のほうからお願いいたします。

○森企画官　それでは、内閣府から資料2-7に基づいて御説明をさせていただきます。

内閣府では、優先的検討とかプラットフォームとか、その他、分野横断的な項目について、アクションプランに掲げられておりまして、それを順番に御説明させていただきます。

1点目の優先的検討の件ですけれども、資料をめくっていただきまして1ページ目に、これがアクションプランで今、書かれていることと、これまでやったこと等をまとめておりまして、アクションプランに書かれているのは、昨年度末まで20万人以上のところに規程の策定を要請していたところについては、その策定が完了するように課題の解消に向けた支援をすることといったこととか、運用上の課題を抽出することとか、20万人未満の適用拡大を検討するようなことといった内容が書かれておりまして、どのような取り組みをしたかというのを2ページ目以降で御説明させていただきます。

2ページ目ですけれども、まず、策定と運用状況を全自治体のアンケート調査により把握しましたというところでございまして、これは上半期時点のものなのですが、上半期時点では人口20万人以上ですと65.7%ということで約3分の2、運用につきましては、まだ実際に始まったばかりですので、一応、今始まっているところは33団体ということで把握をしまして、これは下半期、実はまさに今の状況も把握している最中ですが、ここは適切にフォローアップをしていくというところで予定をしております。

さらに、これはただ数字を集計しただけではなくて、ヒアリングとか同様のアンケートにより、策定とか運用に当たっての課題などを分析しました。それが3ページ目になっておりまして、上が策定の課題で下が運用の課題ですけれども、策定の課題として幾つか挙げられておりまして、詳細の検討に移るときに、調査費とかの費用の関係で案件を絞る必要があるのでは、そういった仕組みづくりに苦慮していますとか、マンパワーに限界がありますとか、職員の理解不足がネックになっていますといったこととか、あとは我々は簡易な検討でいわゆるVFMといったものを、規程の中では標準的な感じになってしまっているの

で、数値の妥当性といったところに課題がありますという声があったというところがございます。

下が運用の課題でして、運用につきましては簡易な検討と詳細な検討と2つの段階がありまして、簡易な検討ですと、算出したVFMの数値の妥当性といったところとか、定性的な評価の客観性とか、そういったところが課題となりました。

詳細な検討ですと、調査費用の捻出とか、あとは民間の参画意向をどのように把握するかといった課題が明らかになったというところがございます。

そういった課題等を踏まえまして、昨年12月に計画部会ともう一つありました優先的検討部会のほうで、こういったことを取りまとめたというのが4ページ目になっておりまして、それはPFI推進委員会のほうでも取りまとめていただいたというのが一覧になっています。現状と課題は今、御説明させていただいたようなとおりでして、「2. 上記課題を踏まえた推進に当たっての論点について」で書かせていただいていますけれども、そういったことを踏まえまして、今後、自治体でやる気はあるけれども、いろいろな課題があってなかなか進まないというところについて後押しをするという観点から、実施主体の負担軽減策として、柔軟性、実効性のある検討導入手法の開発の検討といったものを進めていきたいと考えております。

5ページ目が優先的検討運用支援ということで、これは28年度から行っていますけれども、引き続き、30年度も行っていきたいと考えております。

優先的検討は以上でございます。

○濱田企画官 内閣府のもう一人の企画官の濱田でございます。

私のほうからは、6ページから10ページまで、アクションプランの推進のための施策「(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の支援」「(4) 民間提案の積極活用」「(5) 情報提供等の地方公共団体に対する支援」についての状況等について御報告させていただきます。

まず、8ページをごらんいただきたいのですが、「(2) 地域プラットフォームを通じた案件形成の支援」関係でございます。アクションプランにつきまして、小さい字で6ページに、プラットフォームを47以上形成する。人口20万人未満の地方公共団体への参画を働きかけ、団体数のさらなる増加を図る。地域プラットフォームの運用マニュアルの周知を図る。地域プラットフォームに専門家あるいは経験豊かな地方公共団体職員を派遣する。複数の地方公共団体等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成運営を支援する。状況をフォローアップする。施策ニーズの把握に努めるとともに情報提供を地方公共団体に行うという取り組み内容が掲げられております。

これにつきまして、内閣府と国土交通省とで主にやっているところがございますけれども、8ページをごらんください。先ほど、国土交通省のほうからブロックプラットフォームとか小さな点のプラットフォームのお話があったと思うのですがけれども、内閣府では、市をまたがるようなやや広域的なプラットフォームの形成を推進しておりまして、ブロッ

クプラットフォームと合わせまして、全部で52も形成されております。

三重の例を掲げておりますけれども、こちらに三重県下のたくさんの公共団体と呼んだり、そこに専門家の方あるいは公共団体の専門的な知識がある職員をお呼びしたりして、進めさせていただいております。

先ほど、文科省のお話の中にもありましたように、各省からの情報提供の場としても使っておりまして、プラットフォームについても順調に進んでおります。

今後でございますけれども、これまでプラットフォームの形成そのものを目的としてきたようなところもありましたけれども、今後は一層、ここから案件が出てくる、ここを使って案件を形成する自治体がふえていくような方向で使っていきたいと考えてございます。

9ページは「（４）民間提案の積極的活用」についてでございます。こちらにつきましては、アクションプランのほうで「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。民間事業者の権利利益の確保等を明記した民間提案活用指針を策定する。民間提案を活用する地方公共団体等を支援する。優先的検討プロセスにおける民間提案制度のあり方を検討する等々の施策内容を掲げてございます。

このうち内閣府でやっていることでございますけれども、先ほどのこの委員会の事業部会で28年度に御審議いただいた結果も踏まえまして、民間提案制度が活用されるように実際に試してみるということで、29年度応募市を対象として支援事業を実施してございます。

このようなことを通じて、さらに民間提案制度が活用されるためにどうすればいいかという検討をしていっているところでございます。

それから、今の応募市のものはPFI法を前提とした民間提案制度でございますが、そうではない民間提案制度はいろいろ伸びてきているところでございまして、優先的検討規程におきまして、各自治体に提案窓口を設けていただくとかいうことで、法によるもの、それ以外のものもふやすように取り組んでございます。

10ページでございますけれども、高度専門家による課題検討支援ということでございますが、これらをもちまして「（５）情報提供等の地方公共団体に対する支援」について御説明させていただきたいと思えます。

（５）につきましては、ワンストップ窓口について周知を図る。コンセッション事業の専門家を派遣する。一般的なものも含めて横展開を推進する。首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施するとございますが、10ページは高度専門家による課題検討支援の部分でございます。

29年度は南伊豆町を対象に、廃棄物処理施設にコンセッション事業が入れられないかどうかということを検討してまいりました。30年度も実施したいと思えます。

ワンストップ窓口については、資料の最後のほうについておりますけれども、法律改正でもそれを位置づけることにして、さらに一層充実していきたいと思えます。

首長等を対象としたセミナーにつきましては、先ほど国土交通省からの御説明にもありましたように、ブロックプラットフォーム等でそのような席を設けております。

繰り返しになりますが、プラットフォーム等を活用しまして、好事例の横展開を図っているところでございます。

長くなりました。以上です。

○森企画官 続きまして、11ページ目以降でございます。

11ページ目が、株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用ということでございます。

こちらは、基本的に継続して鋭意、取り組んでいきますというところでございます。アクションプランには、収益型事業の推進、機構のコンサルティング機能の活用、地域人材の育成、民間インフラファンドの組成の推進ということを記載しておりまして、民業補完という観点から、平成29年度、5案件について支援決定をしたりということとか、上下水道の個別案件で論点整理を行ったりとか、こういったことを引き続き続けていくというところでございます。

12ページ目が集中取り組み方針で、主にコンセッションのところの関係なのですが、そこで法改正と運営権ガイドラインの改正を行いましたというところでございます。

その内容は13ページ目と14ページ目に記載をしておりまして、13ページ目がPFI法改正法案ということで、冒頭に参事官の坂本からも話がありましたけれども、国の支援機能の強化といったこととか、いわゆる指定管理者の二重適用といったところの関係で地方自治法の特例を設けたりとか、水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に係る補償金の免除ということで、上下水道をより進めるという観点からのインセンティブ措置として、補償金の免除という措置といったことを盛り込んだ法案が今、閣議決定されまして、これから審議というところでございます。こちらは計画部会でも何度か御説明させていただきましたので、詳しくは省略をさせていただきます。

最後、14ページ目が運営権ガイドラインの改正についてということで、こちらはアクションプランの本体のほうに、別紙ということでいろいろ細かくつけさせていただいたところがあったのですが、そちらの関係で、民間の方々のヒアリング等を踏まえて、こういった改正を行いましたというところでございます。

この中で、手順の順番ごとにいろいろな改正をしておりまして、例えば地方公共団体による出資を必要性がある場合を除き禁止ということに記載したりとか、審査委員会の議事録を、もちろん民間事業者のノウハウ等の保護にも留意するのですが、原則公開ということで議論を透明化するとか、運営権対価の支払いの件で、民間資金の活用といった観点から、一括払いの検討を規定するといったようなもろもろの改正を行ったというところでございます。

15ページ目と16ページ目は新たに掲げる具体的取り組みということで、10項目ぐらい書いているのですが、こちらは続くアクションプランの改定の方角性のところで簡単に御説明させていただければと思います。

説明は以上でございます。

○柳川部会長 ありがとうございました。

引き続き、今お話にもありましたPPP/PFI推進アクションプランの改定の方角性について、事務局から御説明をお願いします。

○森企画官 それでは、引き続き、資料3－1に基づきまして、PPP/PFI推進アクションプランの改定の方角性についてということで、御説明をさせていただければと思います。

資料の構成なのですが、資料をめくっていただきますと、資料Aというのがまず来て、こちらが3枚紙になっておりまして、その後、資料Bが1枚で、最後に資料Cが1枚あるというところがございます、この3枚物の資料Aというのは、年末に取りまとめでいただいた課題に対する取り組み施策案を整理したものというところがございます。

その取り組み施策案をまとめてエッセンスにしたものが、最後にあります6ページの資料Cでございます。これはまだあくまでも内閣府案ということで作成したものでございます。

これは取りまとめでいただいた課題を十分考慮した形でつくらせていただいたというところがございます。なので、まず最後のページに飛んで恐縮なのですが、資料Cで御説明をさせていただければと思います。

資料C、最後の6ページですけれども、改定のポイントということで、実施主体の裾野拡大に向けて、実施主体の経験に応じた推進を図るとの観点から施策をブラッシュアップというところでして、いろいろ課題を取りまとめでいただきましたけれども、今回は実施主体の裾野拡大というところに着目しまして、そのために実施主体の経験に応じた推進を図るというところで施策をブラッシュアップしたいと考えています。それを中心にさせていただきますというところがございます。

特に真ん中の「実効性のある優先的検討の推進」というところにありますけれども、先ほど説明させていただきました優先的検討の課題のところ、前向きに考えたいのだけれどもいろいろ課題があるといったところの負担の軽減策をしていきたいというところがございます。また、地方公共団体の経験に応じて支援をしていきたいというものでございます。

左側の「公的不動産における官民連携の推進」というところでは、今、優良事例のエッセンス抽出とか横展開と書いていますけれども、放っておいてもやるようなところはあれなのですが、特に市場性の低いような低未利用の公的不動産の利活用についてできればと考えております。

右側の「地域のPPP/PFI力の強化」というところでは、官民対話の普及推進とか、地元企業の事業力強化、あと、データの見える化推進ということで、こちらは昨年もいろいろ御議論にいただいたところですが、例えば主要事業分野の市場規模の見える化とか、そういったこともできればと思っています。

あと、情報提供等の地方公共団体に関する支援というところでは、PFI法の改正に伴う支援・モニタリングスキームの構築ということで、ワンストップ窓口とか助言機能といったものが法で改正したものを円滑に運用されるように、スキームを詳細に検討するといった

こととか、先進的な団体の取り組みとか組織設計のエッセンス抽出・横展開といったものをできればと思っております。

これが概要でして、それと年末に取りまとめていただいたものとの対応を示したものが、最初にあります資料Aになります。

資料Aは3枚ありまして、左側が課題で、右側が取り組み施策ということで、課題に対応してこういったことを取り組んでいきますということを記載しておりまして、特に3ページ目の下半分のところが、経験の少ない地方公共団体や小規模の地方公共団体に対する案件化の促進が不十分といった課題で、これに特化したような取り組みが、今まで真ん中のところが空欄になっていきますけれども、こういったところを充実させていきたいというのが趣旨でございます。

そのほかにも、概要には書かれていませんけれども、例えば2ページ目の一番右下のところで、期間満了案件の効果検証といったこともやっていければと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○柳川部会長 それでは、ただいまの各省庁の御説明に関しまして、アクションプランの進捗状況の把握と必要な見直しの観点から御質問、御意見をいただきたいと思っておりますが、その前に、本日の御欠席の石田専門委員及び清水専門委員から事前に御意見を頂戴していますので、初めに事務局からそちらの代読をお願いいたします。

○森企画官 資料でいきますと一番下になりますけれども、アクションプラン改定に関するコメントということでいただいておりますので、簡単に御紹介をさせていただきます。

まず、石田直美専門委員からいただいたものでございます。着目されているのが、小規模自治体への普及方策ということで、我々の説明では、案件の少ないところはいろいろやっていきましょうということですが、小規模の自治体というものに着目して普及したらどうかということで、例えばということで（１）、（２）で複数自治体による広域PPP/PFIのモデルづくりということと、地域完結型のPPP/PFIのモデルづくりが考えられるのではないかと。

小規模自治体の事業は案件規模が小さいというところで、事業高率向上や参入意欲の観点等から課題があり、中核的な文教施設とかスポーツ施設、ごみ処理施設などの一定規模を確保する必要性の高い公共施設では、複数の自治体によるPPP/PFIを推進することが、官民双方にメリットがあるのではないかと。

このために以下のような取り組みが考えられるということで、複数自治体での対話の促進とか、いろいろその下を書いてあるのは、情報を整理してモデル化をする。その情報の整理に当たっては、着目点として事業実施方法の類型化とか、民間提案を想定したプロセス設計とか、モニタリング体制とか、留意点の整理といったことを整理してモデル化するというのが考えられるのではないかとというところが1点目でございます。

2つ目が地域完結型のPPP/PFIのモデルづくりということで、こちらは小規模自治体でも地域資源に通じた地元企業が中心となることにより、住民密着型のサービスとか地元の活

性化を目指した事業等で、小規模ながら意義のあるPPP/PFIが成立する可能性があるのではないかということで、このために、小規模自治体に着目した多様な手法を整理して、モデルを形成し、それを普及するといったことを推進するということが考えられるのではないかとこのところでございます。

その他の御意見としまして、一番下ですけれども、前回までに整理した「課題」を踏まえ、資産規模の適正化に対する意識づけが重要といったこととか、特に「公共施設等の資産を保有しないことの意義と課題」について、管理者等や住民の理解を深めるための取り組みが必要ではないかといった御意見をいただいたところでございます。

続きまして、清水博専門委員からいただいた御意見でございます。

大きく4つございまして、一つが優先的検討規程の活用ということで、優先的検討は今、不採用となった場合、それを公表するという仕組みにしているのですけれども、そういったところを詳細かつ具体的に分析することを通じて、障壁を明確化すべきではないかというところでございます。

2番目が水道コンセッションの推進ということで、アクションプランに今、中長期的な水道事業の財務や経営の見える化とともに、民間経営原理の導入と事業広域化の推進が水道事業の長期的な健全性確保の観点で重要であることを国が率先して示すと書いているところで、「コンセッション等の導入」と「広域化」というのは車の両輪と考えるが、国の具体的な取り組み状況はどうかという点です。

国において「コンセッション等の導入」と「広域化」を一定の時間軸の中で着実かつ合理的に進めていくためのプロセスを示す手引となるようなものを検討、作成してはどうかというところでございます。

3番目が優良PPP事例の横展開に向けた事業支援でございまして、これは特に民間の能力をうまく引き出した優良事例を取り上げて、そういった経験を積極活用すべきと。

例えば動画を用いるとか、あとは「職員目線」で追体験できるような詳説な解説を行う取り組みを進めてはどうかというものでございます。

最後に4点目が、地方公共団体等の事業検討段階での作業効率化ということで、VFMの計算につきまして、これまでの実績に基づいて効率化が望ましいので、そういったことができないか。あとは地域活性化効果について、一層重視するスタンスを明示してはどうかといった御意見をいただいたところでございます。

以上、御紹介でございます。

○柳川部会長　ありがとうございます。

それでは、皆様から御質問、御意見を出していただければと思います。

新たに盛り込むべき施策という観点からの御意見は、本日一通り出していただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、どなたからでも結構です。

どうぞ。

○根本委員 全体的な質問なのですが、各省から御説明いただいたものは、平成29年度までの取り組み状況という整理でよろしいのでしょうか。

最後の資料の中に、今後の取り組み施策案の中にいろいろ入っていますね。これは内閣府で行うこともあるのですが、各省に行っていたかないといけないことも幾つか入っています。省庁にもよるかもしれませんが、その話はしていただいているのか、いないのか。

○森企画官 これはまだ今、あくまでも内閣府案ということで記載しておりまして、例えば国土交通省ですと新たな取り組みということで、個別の御説明のときに説明いただいたりもしておりますけれども、基本的に各省からの説明のときは、新たなものもあれば御説明をお願いしますということで御説明をいただいたところでございます。

○根本委員 例えば、資料の一番上の1の共有が不十分のところなのですが、取り組み施策案に個別施設計画の策定、公表とか、総管理計画の精緻化とか、さらなる啓発とメッセージ発信というのは総務省のmatterだと思うのですが、総務省の資料の中にはその記載はなくて、口頭で引き続き進捗管理をされるということだったのですが、進捗管理の中身がこういうことなののでしょうかというのは、内閣府のお考えと総務省のお考えが同じなのか違うのかを説明していただかないと、我々のほうからコメントのしようがないところがあります。

今のは一例なのですが、そこはどうなのでしょう。

○森企画官 こちらは我々の資料ですと3-2ということで、Excelの表で進捗状況と新たな取り組みというのをつけさせていただいたのですけれども、基本的にはそれをもとに内閣府の案ということでつくっているところでございます。

○根本委員 先ほど口頭では御説明はなかったのですが、さらなる啓発とメッセージ発信についても御検討いただいているということですか。それはどうなのでしょう。

○総務省（大宅課長補佐） 1点訂正させていただければと思うのですが、個別施設計画の策定、公表につきましては、各施設ごとに所管省庁がガイドライン等を示して進めるということになっておりますので、一義的に総務省がやっているというものではございません。

総管理計画につきましては、先ほどありましたとおり、我々としても、これからは個別施設計画の内容等を踏まえてリバイスすることは進めてまいりますけれども、この精緻化というのが何かということにつきまして、あらかじめ内閣府と調整したというものではないので、そこは調整をさせていただきたいと思います。

さらなる啓発とメッセージ発信につきましては、内閣府のほうで考えられていることではないかと思います。あらかじめ何か調整したというものではございません。

○根本委員 わかりました。一応そのような位置づけだということで理解して、逆に委員のほうから、こういうことが必要ではないかという意見があるのであれば、それはこの場を出してくださいということですね。

それでは、今の話については非常に重要だと思うので問題提起しておきますが、公共施

設等総合管理計画の最初の段階で、総務省の指針が出たということが大きなドライブになって、実際に地方公共団体が計画を立てる。それによって検討するというのが実際に行われた。大きな動きを誘導したという意味で、素晴らしい政策だったと思っています。

ただ、総合管理計画の策定自体が目的ではないにもかかわらず、その後、策定が終了したということによって、一種の達成感が出て、その後、本来当然に求められるべき計画の実行、その前段階としての個別施設計画の策定が、ともすれば少し緩んでいるきらいがある。

また、個別施設計画を既に策定済みとする自治体が結構あるということで、例えばですけども、私も参加して、非常に熱心な首長、個人を集めた資産経営・公民連携首長会議というものを開催しているのです。これは50首長が参加していて、アンケートをとったのですが、半分の自治体が個別施設計画を策定済みだと回答しているのです。

これはどういうことかということ、橋梁とか下水道とか公営住宅のように、かなり先行して長寿命化等を図りなさいということを政策的に推進している分野について行われている計画は、既に長寿命化何とか計画というのがあって、これをうまく個別施設計画と読みかえているところが多々あるのですが、実はそれは総合管理計画策定前に既に策定したものである場合が非常に多い。つまり、橋梁であれば、ちゃんと点検します、修繕しますということを書いているのだけれども、それを全て積み上げて、合計した段階で本当に予算が足りるのかどうかを検証する前に行われている計画なので、総合管理計画で何パーセント不足ですと出た段階で、それではどうするのかということ考えた上での個別施設計画ではないのです。

そういうことなので、実際に策定している側もそのことはよくわかっているという状況なのですけれども、総合管理計画をつくりました、次は個別施設計画をやってくださいというような抽象的な言い方ではなくて、整合性をしっかりとって、将来サステナブルになるようにということをしっかりと検証しなさい、それも公表しなさいということまで含めてメッセージを出していかないといけないだろうなと思います。

これは総務省の仕事なのか、個別施設計画は各省の話なので内閣府で統括するのは、これから検討すればいいのですけれども、いずれにしても、そういうものが出ていかないと形骸化するだろうなということを非常に危機感として持っておりますので、それを第1点として指摘しておきたいと思います。

ひとまず、その点です。

○柳川部会長 非常に重要な御指摘だと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○赤羽専門委員 花粉症なのでこのまま失礼します。

ありがとうございました。今の根本先生のことにも関係するとかあれなのですけれども、総論として、29年度は取り組みをやって、効果検証して、PDCAで30年度の取り組み

という流れであると思うのですけれども、PDCAのCの部分が弱いかなと。チェックするところ、これをやって効果がどうなったのですかということを、当然公共相手の仕事、自治体相手の仕事ですから、直ちに効果が出るかどうかはもちろん疑問もあると思うのですけれども、各省の説明を聞いて、効果が出ているところもあれば、引き続きやりますというところで、そう言うとき余り効果が出ていないのかなというところもありますし、濱田企画官もおっしゃっていましたが、プラットフォームをつくること自体をまず目的としていたところもある。つくって効果をどうするかというところが問題になるのに、PCDAのCのところが少ないので、次の30年度のところに行くためのステップというか検証が足りない部分があると思います。

各省からいただいた中で補足していただいたこともあったのですけれども、資料3-2も29年度までの取り組みと30年度、次はというところの間で、この各項目に効果検証の項目を設けるとまでは言いませんけれども、こうなっているから30年度だというステップがないので、我々としてもなかなか見にくい。個別の取り組み事例がいっぱいあるのですけれども、引き続きやっていきますとか継続とか言っているところは、果たして効果があったのかどうか、まだあらわれていないということなのかということがあるので、1年で出るとは言いませんけれども、その視点がやや欠けていると思います。それは総論です。

各省も御認識のとおり、全体的に情報の横展開とか上工下水、廃棄物処理、それも広域化が問題だと出ているというところだと思います。各省の中でプレゼンがあったので、若干コメントしたいと思いますけれども、国交省はいろいろ取り組んでいただいているのですが、道路にいての横展開は、実際の話はやっていますと。それで進んでいるのかどうかというところは、少なくともプレゼンでは出てきていなかったもので、そこも効果検証の話だと思いますし、ブロックプラットフォームも多分、広域化へのあれだと思いますし、ブロックプラットフォームと内閣府がやっているプラットフォームとの連携のところがいま一つよくわからなかったのですけれども、ある意味、広域化への走りとしてのブロックプラットフォームなり広域的な取り組みというところで、これで効果が出ているのかと言われるとちょっとつらいものがあると思いますけれども、そこのところの取り組みで、今後どうするのかというところが問題だと思います。

それから、厚労省も水道については、これも同じなのだと思いますけれども、切れ目ない支援で今後やっていきますと。ある程度やってくださっているところは出ていると思うのですけれども、多分、基礎自治体で不足なのは広域化という話があって、一部広域化のところもあると思うのですが、広域化なら広域化で何が論点なのかというところが、まだこれは全体なのだと思いますけれども出ていないと認識していて、かつ、工水との連携はあるのですけれどもというプレゼンはあったのですが、何で下水とも連携しないのかなと。

工水と上水は供給という意味では同じなのだと思いますけれども、下水と上水は資金の回収という意味ではある意味一つなので、上下一体というか、その連携が足りないのかなと思っています。

総務省は、先ほど清水さんからも指摘がありましたけれども、このプレゼンのほかに多分、広域化というところでは、清水さんのところは取り組み事例の44が出ていたと思いますけれども、取り組み事例の31のところでは公営企業とかの上下水道のところがあって、それも引き続きとは書いてあるのですが、ここには何も出ていなかったのもので、その効果検証とか、今後やるのはどうなのかというのが、この施設管理計画だけだと、あれという感じがしました。

最後に内閣府ですけれども、内閣府のところは結構取りまとめが大変だとは思いますが、この広域化のところでは、各省が、上下水道とか廃棄物とか、いろいろな事業での広域化を必要とされていると繰り返し指摘されているところの論点を吸い上げていくような指摘がないと、ばらばらのままで終わってしまうのかという気もしますので、取り組み事案についてはいろいろコメントはあるのですけれども、長くなるので、また後日にでもまとめて出したいと思いますが、そういうところです。

○柳川部会長　ありがとうございます。

今の御質問にお答えできるのであればお願いします。

○国土交通省（中井課長）　国土交通省でございます。2点いただいたかと思えます。

まず、道路のコンセッションの横展開というところでございますが、愛知県の道路公社の事例は、平成28年10月から始まって1年ちょっと経過したところでございます。大分目に見える効果も出てきているところでございます。これについては、いろいろな場面で周知なりをしておりますし、各地方道路公社あるいは道路管理者の自治体にも情報提供させていただいているところでございます。

ただ、その後に続くものが出てきているかということについては、まだ具体的な提案は出てきていないというところでございます。そこについては引き続き情報提供しながら、働きかけをしていきたいと思っております。

あと、ブロックプラットフォームと広域化の関係というところでございます。ブロックプラットフォームにつきましては、全国を9ブロックに分けて、地方自治体の皆さん、民間事業者の皆さん、大学の関係者の皆さん、金融機関の皆さんと産官学金の皆さんに入っていて、官民対応を促進するというネットワークをつくっておるところでございます。

先ほどの資料の説明でも御説明しましたけれども、今後、具体的な案件形成機能をもっと強化していきたいと思っております。サウンディングということも本格的にやっていきたいと思っております。

こういった個別の案件をこの場に出してきていただくことによって、そこで民間事業者と対話していただくことによって、一つの自治体単位ではなかなか厳しいという話も出てくれば、そこでまたいろいろなネットワークの中で組んでいただくということも出てくるかと思っておりますし、民間事業者のほうもそこでいろいろな業種の方とネットワークづくり、一つのプロジェクトに対してチームを組むという相乗効果も出てくるかと思っております。

て、こういったサウンディングみたいなことの取り組みの中で、広域化への働きかけということも考えていきたいと思っております。

○厚生労働省（日置室長） 厚生労働省でございます。

1点目、広域が進まないということについての分析でございますが、これにつきましては、都道府県が音頭をとりながらやるという声がございまして、今回の水道法の改正の中にそういう仕組みを導入してやっております。

あと、下水道の連携です。下水道の情報も、官民連携推進協議会等々で紹介しながら、連携して進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○総務省（大宅課長補佐） 総務省です。

済みません。担当課が違うものですから、公営企業につきまして、取りまとめの問題かと思しますので、今後御説明に上がるときには、きちんとこういう部分を含めてまいりたいと思います。

○柳川部会長 あととはよろしいですか。

それでは、そのほか御意見、御質問はございますか。

白石委員、どうぞ。

○白石専門委員 コメントが2点なのですが、1つ目が小規模自治体の案件化に関するコメントで、清水専門委員、石田専門委員もお話されているところなのですが、民間の金融機関にとってはなかなか小規模自治体の経営、財政は難しいというところなのですが、コンセッションというものを使って、実質的な広域化の効果を発揮することが可能ではないのかという提言でございます。

例えば水道ですと、これまで広域化ということで、イメージは経営統合、事務組合とか、一つの事業体をつくるというイメージだったと思うのですが、決してそういうことではなくて、コンセッション契約を一つの民間事業体が複数結んでいく。私のイメージは北海道の7つの空港が、今回一つのコンセッション事業という形で入札になる。

先ほども説明がございましたけれども、国管理空港と地方の空港が混在しているということで、私どもの推定なのですが、恐らく実施契約が複数に分かれてくるのかなと。

そういったことを参考にしまして、小規模自治体あるいは水道の広域化の推進ということで、コンセッションを使ったより具体的な検討といったものが有効になるのではなからうかということでございます。

2点目は若干質問なのですが、新たな施策のところ、先ほど経産省の御説明で、公営電気事業と工業用水の話がございましたが、最近、私どもが現場でよく話を聞きますのが、公営ガス事業に関しまして、従前は事業譲渡の方式が多かったと思うのですが、最近コンセッションを検討されている自治体もいらっしゃるということで、これに関して、来年度に関しての取り組みあるいは数字の目標化といったものがあり得るのかどうかといったことに関する質問でございます。

以上です。

○柳川部会長 もしお答えできる点があればお願いします。

○森企画官 ガス事業の担当が本日出席していないので、今は状況がわからないというところでございます。

○柳川部会長 また後日、よろしくお願いいたします。

廻委員、どうぞ。

○廻専門委員 敬愛大学の廻と申します。

全体の話としては、これで特に異論はないのですが、休みも多くて大変申しわけないのですけれども、余り出席していないので、いろいろ言える立場ではないのですが、こういうお話しを進めるときに、地域プラットフォームとかクラスターとかモデル化とか、横展開という話にだんだん、いつもそういうふうになってきて、石田委員なども中小を集めてモデル化したらいいいのではないかという話になってきて、それは一方でそのとおりだと思うのですが、多少私が関係している観光とか航空とかのことを考えますと、コンセッションというのは対象によって、同じようには考えられないのではないかというのが非常に感じるところであります。

例えば、水道とか下水とか廃棄物というものと、MICEの施設とかクルーズターミナルあるいは空港というのを同じような方法論、進め方、あるいは同じような検証の仕方でいいのかなという疑問がございます。というのは、例えば空港とかクルーズターミナルとかMICEというのは、観光政策などとも非常に大きくかかわってきますし、それから、地域地域によってかなり特徴もありますし、事情も違いますし、歴史も違いますし、地形も違いますし、マーケットも違うということで、先に対象物があって方法論が出てくるのではないかなということもありまして、その出てきた方法論を取りまとめるということになると思うのですが、先に方法論をはめていってしまうと、地元を巻き込むことがなかなか難しいのかなという気がします。

例えば今、関空が非常にコンセッションでうまくいっているというイメージはありますけれども、私のイメージでは、あれはコンセッションでうまくいったというよりは、中国の中間層の非常なる激増によって、あとはLCCがどんどん出てきて、運よくどんどんふえてきた。たまたまそれとタイミングが合ったというイメージなのです。関空の問題を解決したのはコンセッションというよりは、アジアの発展だと思うのですけれども、そのようなこともあって、もう少しソフト面も関係してくるもの、例えば廃棄物処理とか、観光とかの人の交流に関係するようなものに関してましては、現場に立脚したようなチェック方法とか進め方とかを、もう少し取り入れていただいたほうがいいのかという気がします。

先ほどの北海道の先の7空港のバンドリングなどでも、現地では、国がみんなやってくれるのでしょうみたいな雰囲気も出ていますし、地元を巻き込んで一緒にやっていくということになっていかないと、こういうことはうまくいかないと思いますので、もう少し地域地域の現場に立脚していただきたいというのが私の印象です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

そのほか、御意見はございますか。

どうぞ。

○江口専門委員　ありがとうございます。

資料の最初から4枚目のところに1枚紙でコンセッション事業の重点分野の進捗状況という表がついていると思いますけれども、これは1ページで全部見えて、非常にわかりやすい資料でありまして、これを見ますと、着実に案件がたくさん出てきていますので、関係者の皆様のこれまでの御努力には、本当に敬意を表したいと思います。今、非常に案件がマーケットに出てきているような状況に感じております。

こういう見える化をして、進捗管理をしていくというのは非常に大事でして、この表は非常にいいのですけれども、今、施設ごとに書いてあるのですが、担当している省庁のお名前も入れて、そこがこれだけ頑張っているのだということをわかるようにしてさしあげる。これは非常に大事だと思います。かつ、各省庁間で競っていただいて、運動会ではないのですけれども、紅組、白組、青組と、皆さんで頑張っていただいて数をふやしていく。

先ほどからお話が出ていますように、プラットフォームとかブロックとか、こういうのはあくまでも手段であって、達成すべきは実施方針が出るかどうかというところにかかっていますので、とにかく実施方針を出して案件化していくというのがゴールですから、その過程で満足してはいけないので、あくまでも実施方針を出すことが大事だと思います。

この表は平成29年度の話が書いてあるのですけれども、30年、31年も書いてありますが、これをどのように表現するかはお任せしたいのですけれども、29年までにはこれができましたと。30年、31年には今、こういうものを考えていますと。この年までには実施方針を出す目標ですと。そういうマイルストーンを入れていただいて、各省庁には、そのマイルストーンを目標に頑張っていただきたいと思います。

個別には、まず国土交通省の資料の13ページです。国土交通省は特に空港関係で断トツで今、1番を走っていると思うのです。そこは御努力に敬意を表したいと思うのですが、13ページにあります道路につきましては、2年前からずっと検討という表現が続いておりまして、このままでは多分ずっと検討で終わってしまうのかなと思いますので、マイルストーンをつくっていただいて、何年度までには何が終わって、何年度には実施方針が出て、何年度から事業開始というような年限を区切った形で計画を立てていかないと、今、2年間ずっと検討で来ていますので、これを何とかしていただきたいというところです。

それから、水道です。厚労省の資料の3ページ目に、官民連携推進協議会というのが出てきます。水道の場合は、人口が減っている中で事業をしていこうとしていますので、将来の水道料金収入は減る傾向にありますので、事業自体がコンセッションをやるにはなかなか難しい、難易度の高い案件だと思うのです。それをどうやってコンセッションにつなげていくかを工夫してあげないと、そのままではまずできない。そういう種類のものだと思います。

空港の場合は外に開いているので、海外から旅行者の方にたくさん来ていただければ、

活性化していくことは間違いないのですが、道路も海外の旅行者の交通というのがあるのですけれども、水道の場合は圧倒的に人口減の影響をもろに受けますので、これを何とかしてあげる工夫を国のほうで考えてあげないと、自治体でそれを考えるというのは恐らくなかなか難しいのだろうと思います。

サービスがよくなるのであったら料金を上げるのもやむを得ないとか、あるいは長期の運用ができるのであれば多少の料金の値上げはやむを得ないとか、料金値上げは非常に政治的な問題になるので難しい問題ではあるのですけれども、そこから目をそらしてしまうと、水道でコンセッションするというのは非常に難易度が高いと思いますので、そういうところを国が支援されたらいいのかなと思います。

それから、文科省の資料の6ページです。文科省はコンセッション事業3件の具体化と書いてありますけれども、ぜひこれに、何年度までにやるという数字を入れていただきたいと思います。31年度にやられるのかどうかです。その辺の目標をぜひ入れていただければと思います。

とりあえず以上です。

○柳川部会長　ありがとうございます。

ちょっと時間が押していますので、御意見をいろいろ伺ってからと思います。

どうぞ。

○財間専門委員　2点だけ。

いろいろなこういう分野のノウハウのところなのですけれども、民間企業そのものにノウハウがそれほど蓄積されていない分野も多々あるかと思います。

そういう意味で、石田さんのこのメモの文脈は違うのですけれども、(2)の2ボツ目に官民一体となって事業を推進するイメージという言葉がありますが、恐らく民間側にそれほどノウハウが蓄積されていないようなオペレーションをコンセッション等でやっていくときには、官民のリスク分担という言葉だと、その一言なのでしょうけれども、恐らく事業者が決定されてから、その事業者と官の間でルールというか運営方法あるいはリスク分担を固めていくべき内容というところもあるのではないかと思います。

そういう意味で、より積極的に広げていくには、民間対話のあり方というか、そのあたりも工夫が必要なのではないかという気がします。

それと一点、内閣府のほうの3ページ目の、経験の少ない地公体や小規模の地公体に案件化の促進が不十分な②に、導入が進まない地公体について、それぞれの地域の実情把握や、進まない理由の分析が必要と書いてあるのですが、ここはまさにそのとおりで、恐らく経産省さんの公営発電施設も、3年間で26件中3件の案件形成を目指すという目標を掲げられているのも、きっとこういうところから来られているのかなと思います。

そういう意味でいうと、赤羽委員がおっしゃっていたチェックのところというのが、いろいろヒアリングをされて、とりあえず目標を3件と置きますと、この目標はいいと思うのですけれども、なぜ3件なのだという、ここが恐らく地域の実情把握のところだと思う

ので、そういったところがもう少しうまく分析されて、外に見えるようにしていくと、より展開が早くなるのかなという気がいたします。

以上です。

○柳川部会長 そのほか、御意見はいかがでしょうか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木専門委員 今の御意見とも重なるのですが、民間事業者としましては、リスクの分析がし切れないといけない。事業期間にわたって、事業者として本当に利益を創出し続けられるのか、それを最初に見きわめなければならない。それはかなりしっかりしたシミュレーションをしなければならなくて、先ほど赤羽先生もおっしゃっていましたが、今までそういった検討をしようとして、何か足りないデータがなかっただろうか。それを民間側と公共側で本当にちゃんと共有して、お互いこれとこれをちゃんとリスクとして分担しようねというところの合意形成に至るために必要なデータというものが今、公開されていて、それがちゃんと共有できるようなステップがちゃんと設定されないと、そこはかなり厳しいのではないかと思います。

先ほども江口先生がおっしゃいましたように、特に水道はどんどん収入が減るという中で、本当に利益を出し続けられるのかというところのシミュレーションをするに当たっては、そういったところが非常に重要なのかなと思いました。

また、広域では解が出ない可能性もあります。そうなったときには、ほかの事業、全く違う、省にまたがるような事業分野との、Connected Industriesではありませんが、そういったところをやらないと解がない場合もあります。そうなってくるとデータが、分野が違っていると、一言で言うと単位が違うみたいな話になって、テーブルにそのまま載せられないような場合もありますので、ちゃんとした、非常にしっかりしたデータが必要になるのではないかと思いますので、その辺の整備をもうちょっと具体的なプランが示されていけばなと感じました。

以上です。

○柳川部会長 ありがとうございます。

それでは、お願いします。

○大西専門委員 2点ありまして、まず1点目なのですが、資料Aの2ページ目の一番右下です。期間満了案件の効果検証というところなのですが、これは非常に重要だと私は思っていて、優先的検討課題のところでも何でPPP/PFIでやるのかと。中にはVFMの計算シートに対して疑念を持っている自治体もあるということで、基本的には、なぜやるのかということが非常にわかりにくいというのが、これだけではないかもしれませんが、一つボトルネックになっているということです。

一方で、もう導入以降、相当時間がたっている中で、期間満了というものがあって、これは効果検証という中で、検証するだけではなくて、それをもう少し本当にどういう形でいい効果があったのか。または効果が出なかったということも含めて、どちらも見せると

ということが自治体の方の不安の解消につながるのではないかと思います。

VFMの計算が一つ実務的なハードルだという点もありましたが、こうした事後検証の結果を活用することによって、既に今までの経験でもって、この分野にはかなり適合性が高いなどというようにすると、例えば、先ほど廻委員の発言もありましたけれども、セクターによって、事業によってかなり違うということなので、もう少しめり張りをつけた形で進めていけるのではないかという意味で、事後の効果検証というのは非常に期待しているところであります。

2つ目ののですが、地域のPPP/PFIの強化ということで、特に公的不動産の活用ということになったときに、例えば廃校などで言うと、コミュニティービジネスとかもう少しミクロなところの話で動かしていかないといけないということになります。

こうなると、どちらかというトップダウンよりボトムアップ的な話が必要になってくると思いますので、今は政府の地方創生事業という取り組みがありますが、もう少しそこに対する施策と同時に、抱き合わせでもって進めていく必要があるのかと考えています。

以上です。

○柳川部会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○小森専門委員　小森でございます。

今回初めて参加させていただきます。

意見を1つ。

方向性としたしましては、皆様が御議論いただいている内容に賛成でございます。

今後は、皆様方が今まで積み上げられた議論の延長線上で、よりどれだけ効果を出せるかということかと思っております。

例えば、民間の場合ですと年度の振返りにて、年初想定した施策がどれだけできたのか。自己評価でA、B、C、D、Eの5段階をつけるということもいたしております。

重点施策は何%の比重で行います。ここは何%です。きちんと達成しました。期待値を上回りました、どうなりましたということで、できなかったらその課題を言うというのが、申しわけございませんが民間のプロセスでございまして、赤羽先生とか江口先生とか大西先生も先ほどからおっしゃっていたように、成果物と期限の明示。いつまでにどういうアウトプットを出すのかというところが、定量的な面の記載がもう少々あるといいのではないかと思います。

以上でございます。

○柳川部会長　ありがとうございます。

どうぞ。

○佐々木専門委員　岡山市の佐々木でございます。

岡山市の状況を踏まえまして、非常に僭越でございますけれども、簡単に3つぐらいお話しさせていただきたいと思います。

今まで御議論されている中で、広域化というキーワードが非常に重要なかなと思っておりまして、国におかれましては、そういったものについてのメッセージ、情報発信をしていただいたり、折に触れて重要であるということの認識ができるような形をしていただければ、ありがたいのかなと思っております。

また、非常に細かい話になって恐縮でございますけれども、優先的検討規程においてのVFM計算でございますが、人口規模にかかわらず省略できるなと思うところは省略していただいたほうが、事務の負担感が少なく、地公体のほうが取り組みやすいのかなと思っております。

市場性の低い公的不動産についてですが、岡山市も市街化調整区域という都市計画法の規制が厳しいところが6割ございます。学校園跡地を中心に、なかなかそういったところの活用が進まないといったところがございます。

コンパクトでネットワーク化されたまちづくりと、コミュニティーの維持・活性化という2つの課題の中で、学校園跡地のような公的不動産をどう活用していくのかというところで悩んでおりまして、成功事例の分析でありますとか、マニュアル化されたものをお示しいただけますと、後に続きやすいのではないのかなと思います。

以上でございます。

○柳川部会長 時間は過ぎておりますけれども、発言を我慢していただいた根本先生と赤羽先生、どうぞ。

○根本委員 これは時間が短いですね。もうちょっとしっかり議論をしたいなということなので、これは部会長のお仕事になりますけれども、もし言い残したことがあったら、早急にメールで出すということでもよいという形にさせていただきたいのと、あと個別に、先ほど言い忘れたというか、言えなかったことが3点あります。

一つは内閣府の最後の資料、森さんが御説明された中で、先ほど個別施設計画の話をしたのですが、その中に公共施設等の資産を保有しないことの意義と課題というのがしっかり書かれていて、人口減少時代にバランスシートを重くする。今までどおり資産を保有しろというような施策の方向性自体にそもそも問題があるのだというところは、どうやってこれから検証していくのですかというところは、平成30年度のところにしっかりと記載していただきたい。

現状の記載には、それはちょっと入っていないのだろうなと思います。各省にまたがることなので、内閣府の問題の担当かなと思いつつも、個別には、公共施設は保有しなければならないというルールは学校も含めてないはずなのですけれども、補助金のイコールフットリングが本当にあるのかどうかです。公営住宅とか、学校もそうですけれども、リース方式、借り上げ方式にしたときに、同じような補助金が出るわけでもないというところが、結果的に資産を保有するほうが有利というように誘導していることになるので、そういうことを問題として考えていかないといけないかなと。

あるいは、土木インフラについては公物管理の法令があるので、それとの整合性を、こ

これは資産を保有しないようにしようというのはなかなか難しいと思うのですけれども、それではどのようにして維持管理をしていくのですかというところをしっかりと考える必要があるだろうということで、そこは非常に重たい問題なので、ぜひしっかりと取り上げていただきたいと思います。

それから、2点目、3点目は各論なのですが、2点目、厚労省の水道の話は、先ほど話があったように、料金の適正化という言葉が入ってないのはやはりおかしいと思います。公営企業会計でしっかり減価償却をしていながら、なぜ老朽化の更新の原資が出てこないのかというのは、料金が安いからなのです。原価は計算をしていながら、料金に反映していないからということなので、料金の適正化は論理的に必須だと思います。それを国としてしっかりと必要なのだと。やむを得ないではなくて、必要なのだと。過年度の不足分も含めて、本来はしっかりと収入として受益者が支払うべきなのだという事を言うということがすごく大事で、コンセSSIONにした結果、民間が受けたらそれは赤字補填はないので、料金を上げざるを得ないわけですがけれども、民間になったから料金が上がるのだみたいな変な話になりかねないので、そこはしっかりと論理を整理して、状況の報告だけはしっかりとしていただきたい。これは場合によっては公営企業の話かもしれないので、総務省にも関係あるかもしれません。

3番目、最後です。文科省の中で、文教施設のほうは、出ている事例が刑務所を除くと巨大箱物新設系なのです。PPP/PFIであれば、大きな箱物をどんどんつくってもいいよというような話では全くないと思うので、これはこれでそれぞれ理由があって推進されるのはいいのですけれども、それ以外の既存の文教施設、8ページの下のほうに甲府市が動物園、美術館で申請がありましたということなのですけれども、動物園、美術館を含めた広い意味での博物館に関しては、水族館とかも含めて、既存の博物館をコンセSSIONに出すということは十分に想定できていると思っていて、そのメッセージが出ていないのです。だから、そこをしっかりと出すことによって、今、指定管理でやっているものはどの自治体も大変困っているのです、混合型のコンセSSIONでやれば十分に可能性があるよというメッセージを出していただきたいと思います。

以上です。特に回答は要りません。

○柳川部会長 赤羽先生はよろしいですか。

○赤羽専門委員 手短に。

ほかの委員の方もおっしゃっていましたが、A、B、C、Dで評価をする中でdon't knowというものもあるかもしれませんが、そこはまずは各省のほうで評価して、それで本当にどうなっているのかというのをやらないと30年度に行けないので、そこは内閣府を中心に、フォーラムをつくるのか、どのような形でやるのかを考えていただきたいということ。

最後に、1点だけ内閣府に質問なのですが、資料3-2の24ページ以降と24ページより前でフォーマットが変わっているのですが、24ページ以降、取り組み番号1から打

ち直しているのですけれども、これは何ですか。ちょっとわからなかったです。それだけお願いします。

○森企画官 23ページまでが、今のアクションプランで書いてあることのフォローアップでして、24ページ目以降が全く新規の事項ということで記載しております。

○柳川部会長 司会の不手際で時間が大分超過しまして、済みません。

先ほど、根本先生のほうからもお話がありましたけれども、まだ大分皆さん御意見が多々あるかと思しますので、事務局のほうにメールで御意見等を出していただければと思います。

○森企画官 また別途、御連絡させていただきますけれども、本日、木曜日ですので、来週の前半とかそれぐらいで締め切りは設定させていただきます。

○柳川部会長 そうということで、次回以降の日程等をお願いします。

○森企画官 次回は4月17日火曜日の10時から12時で開催させていただければと思います。

このときに、今回を踏まえた施策を議論いただくというのと、改定案の最初の素案という形でまた出させていただければと考えております。

以上でございます。

○柳川部会長 それでは、これで閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。